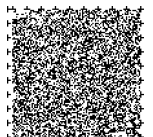
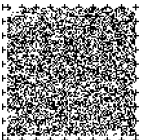




第7期介護保険事業計画における市の取組

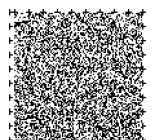




1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制を更に強化します。また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、地域への展開に向けて取り組みます。
- 基幹型の地域包括支援センターは、委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センター並びに関係機関等との連携を行い、認知症施策の推進や在宅医療・介護の連携、生活支援体制の整備等、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた機能の強化を図ります。
- 身体・精神的問題をはじめ、閉じこもりなどの心理的問題、親子関係などの社会的問題、生活困窮などの経済的問題等様々な困難を抱えた高齢者本人や家族、地域住民からの様々な相談を受け、介護・福祉・生活支援など必要なサービスとその担当機関をつなげる総合相談を、更に充実していきます。
- 医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別の課題を解決するため、地区ごとに開催する地域ケア会議を支援します。
- 高齢者人口の増加、相談件数の増加等を考慮し、地域包括支援センターの体制の見直しを行います。
- 在宅医療の相談員や認知症地域支援推進員を配置し、在宅医療、介護、福祉の連携や地域におけるネットワーク形成の強化を図り、機能強化に努めます。
- 地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの公正かつ中立な事業運営を図るため、地域包括支援センターの設置や運営に関する事、地域包括ケアに関する事について必要な協議・提言を行います。
- 支援を必要とする高齢者やその家族がスムーズに相談とサービスを利用できるよう、地域包括支援センターの役割と機能を広報紙やホームページ等を活用して周知します。



(2) 関係団体等との連携体制の整備

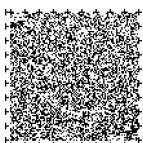
- ・町会・自治会、民生委員、NPO法人、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。また、高齢者の見守りや支え合いなどの支援ネットワークの構築を図ります。
- ・介護保険事業の円滑な運営を目指し、福生市介護保険事業者連絡協議会等を通じて情報の共有化を図るとともに、介護サービス事業者との連携及び介護サービス事業者間の連携強化に努めていきます。

(3) 庁内体制の整備

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、庁内においては、介護福祉課を中心に、高齢者の健康・生きがいつくり、保健、医療、生涯学習・スポーツ、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、地域の実情に合った施策を企画・展開していきます。
- ・計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行うなど、介護保険事業運営の推進に向けて、地域福祉推進委員会の充実を図ります。

(4) 相談体制、苦情対応体制の整備

- ・地域包括支援センターをはじめとして、市役所窓口、保健センター、福祉センター（社会福祉協議会）、在宅介護支援センター、民生委員など、他の関係機関との連携強化を図り、高齢者に関する身近な相談窓口の強化や切れ目のない相談体制の充実を図ります。
- ・利用者及び家族等からの苦情について、市役所窓口「介護保険相談員」を配置するとともに、苦情相談の窓口として、東京都国民健康保険団体連合会と連携し対応します。必要に応じて東京都等の関係機関と連携しながら介護サービス事業者に対して指導等を行います。



2 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(1) 地域づくりを通じた介護予防の推進

- ・地域で集いの場ができ、地域で介護予防の活動が行えるよう支援します。
- ・介護予防に関する正しい知識を普及啓発し、活動を広めていくために、介護予防リーダー養成講座を実施します。介護予防リーダーが増え、リーダー同士もつながりを持ち、活動が活性化することで健康長寿のまちを目指します。
- ・地域の実情や利用者の多様なニーズを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図るため、身近な場所で状態像に合った適切な介護予防サービスを推進します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。
- ・介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。
- ・高齢者の状態像を的確にかつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ・地域において活躍するボランティアの養成を促進し、地域での自主活動を促進します。

施策の目標設定

第7期介護保険事業計画においては、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、介護予防・重度化防止等の目標を記載することとされています。

本市における介護予防・重度化防止等の目標を以下のように定め、目標の達成状況について進捗管理を行っていきます。

【指標名】介護予防リーダー養成人数

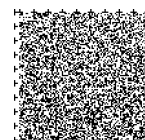
平成29年度（見込み）

15人



平成32年度目標

60人

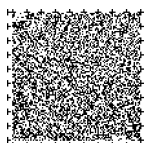


(2) 在宅生活を支える介護基盤の整備

- ・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、サービスの供給が安定的に確保されるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの検討・整備を進めます。
- ・要介護者が安心して在宅での生活を続けられるよう、日常生活を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の普及に取り組み、在宅医療系の介護サービス等の基盤整備を進めます。
- ・今後、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯がこれまで以上に増加することが見込まれ、在宅での生活が困難な要介護者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備について、地域とのバランスを考慮して基盤整備を進めます。
- ・地域密着型サービスについては、設置基準に照らし適正に事業所の指定を行うとともに、安定した事業運営や質の高いサービスを提供できるよう事業者への支援を行います。

(3) 認知症施策の推進

- ・認知症の人を地域で気軽に支援する認知症サポーターの養成を推進して、ボランティアを充実します。認知症に関する正しい知識の啓発・普及講演会や介護予防情報誌、ホームページの活用などで認知症に関する正しい知識を地域に普及します。
- ・小、中学校での認知症サポーター養成講座を実施し、若い世代にも認知症の知識を広め、それぞれの立場で認知症の方を暖かく見守るまちを目指します。
- ・認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症サポーターが更に学びを深めることで、地域で見守る体制づくりを行います。
- ・認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して（基幹型地域包括支援センターは認知症支援コーディネーターが兼務）、認知症の人や認知症の家族の在宅生活を支援します。
- ・認知症初期集中支援チームを設置し、認知症や認知症が疑われる人、その家族に対して、関わりの初期段階で包括的かつ集中的なアセスメントや支援など体制強化を図ります。

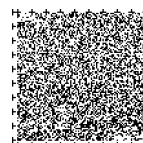


- ・認知症の人が、それぞれの状態に応じて医療・介護・福祉のサービスを適切に利用できるように認知症ケアパスを作成し、各サービスの関係者に普及し活用を図ります。
- ・行政や医療・介護・福祉の関係者、民生委員をはじめとする地域の人や団体が連携し、認知症の人や認知症と思われる人を地域ぐるみで見守るネットワークを構築します。
- ・認知症初期スクリーニングを普及・啓発するとともに、関係機関や地域の人を通じて認知症の人や認知症の可能性のある人を可能な限り早く把握し、必要なケアやサービスにつなげる早期対応の体制を整備します。
- ・「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者などへの支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。また、社会貢献型後見人の育成や法人後見監督の導入について検討を行います。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

介護と医療を必要とする重度の高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るためには、病院から在宅療養生活への円滑な移行や適切な介護・医療サービスの提供が不可欠です。そのため、在宅療養に関する相談窓口の充実や関係機関との会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

- ・病院や施設以外で安心して自分らしい療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービスを充実させ、在宅医療の必要性について周知啓発に努めます。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、多職種による連携の体制を整えます。
- ・地域の介護事業者・医療機関等の情報を把握し、マップ等を作成することにより、関係機関の情報共有を図るほか、市民への情報提供を行います。
- ・介護従事者に対する、医療に関する知識の向上や在宅療養に関する理解を深めるための研修や、在宅療養に関わる多職種間の連携を強化するための研修を充実します。
- ・医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による顔の見える関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどについて推進します。



(5) 支え合いの地域づくり

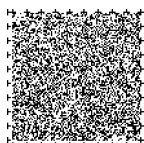
- 行政機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、介護サービス事業者、地縁組織などサービスの関係者が集まり、生活支援サービスの体制整備と運営を推進します。
- 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築や運営をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービス体制の整備を目指します。
- 元気な高齢者が、介護が必要な高齢者を支える地域の担い手として活躍できるよう、「介護サポーター事業」の充実や、介護予防リーダーの育成、認知症サポーター等養成した人材を活動につなげるしくみづくりを推進します。

(6) 安心して住み続けられる住まいの確保

- 高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅、シルバーピアの適切な維持、管理に努めます。高齢者住宅には引き続き生活協力員を設置し、安心して生活ができる環境を維持します。また、高齢者がその状況に応じた適切な住まいやサービスを確保できるようにするため、高齢者向けの住まい方に関する情報提供等を行います。
- 住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる住まいを確保するため、認知症高齢者グループホームの普及を促進します。
- 高齢者が安心して暮らせるように、住宅施策と介護保険・高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえた老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいについて、安定確保に必要な対応を検討していきます。
- 低所得で身寄りがなく、日常生活に不安のある高齢者の住まいの確保について検討していきます。

(7) 権利擁護事業の推進

- 認知症等により判断能力が低下してきた高齢者が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、成年後見センターと連携を図り、成年後見制度等の利用促進を図ります。
 - 高齢者虐待においては、地域包括支援センターが警察、高齢者権利擁護支援センター、民生委員等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。



3 市民参加と利用者の保護

(1) 情報開示と市民参加による事業運営

- ・介護保険制度を円滑に運営するためには、市民に信頼される、透明で開かれた事業運営を図っていくことが重要です。介護保険事業の状況や調査結果等事業運営の基本となる情報について市民に分かりやすく公表していきます。
- ・関係機関及び市民の代表で構成する地域福祉推進委員会や地域包括支援センター運営協議会等における、市民意見等を生かした事業運営を行います。

(2) 情報提供と介護保険制度の普及啓発

- ・介護サービスが多様化・複雑化する中で、利用者が介護サービスに関する情報を正しく理解・活用し、自らの意思で介護サービス事業者及びサービスの種類を選択できるよう、各事業者のサービス内容や事業の運営方針等のほか、市民がサービス選択に必要なと思われる情報を収集、整理し、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・介護保険制度について、パンフレット、ホームページ、市広報等の作成・配布により普及啓発に努めていくとともに、市政出前講座を活用し、必要に応じて地域での説明会等を行っていきます。
- ・計画を円滑に推進するため、市民一人一人の理解と協力を得られるよう、介護保険事業計画について、年度ごとのサービス給付実態や進捗状況を市ホームページや広報などを通じて周知を図ります。

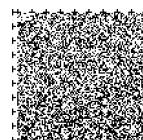
(3) 低所得者等への配慮

① 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

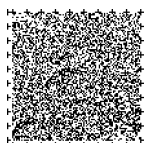
- ・要介護者で低所得の方が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、及び要支援者で低所得の方が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について補足給付を行い、利用者の負担軽減を図ります。

② 高額介護（予防）サービス費の支給

- ・介護サービスを利用した要介護（支援）者が支払った利用者負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた額を支給します。



- ③ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給
- ・各医療保険における世帯内で、介護保険及び医療保険の自己負担額を年間で合算し、一定の上限額を超えた場合に、超えた額を支給します。
- ④ 障害者施策によるホームヘルプサービス利用者に対する助成
- ・障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者が、介護保険制度の適用を受けることになった場合に、利用者負担額を全額免除して利用者の負担軽減を図ります。
- ⑤ 生計困難者に対する利用者負担軽減事業
- ・低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人及び介護保険サービス事業者が、利用者負担の軽減を行います。
- ⑥ 保険料多段階設定
- ・被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行います。
- ⑦ 保険料減免・徴収猶予
- ・災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、保険料の減免・徴収猶予を行います。
- ⑧ 利用者負担割合の変更
- ・災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、利用者負担の減額・免除を行います。
- ⑨ 要介護旧措置入所者への対応
- ・介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた旧措置入所者については、介護保険利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように軽減措置を設けており、当分の間適用されます。



4 サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

(1) サービス提供体制の充実

① 介護サービス事業者の参入促進

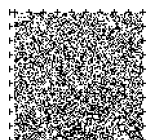
- 多様で安定的な介護サービスの供給のためには、介護サービス事業者の適正な運営と新たな事業者の参入を促進していく必要があります。地域密着型サービスについては、供給が求められるサービスや需要が見込まれるサービスを中心に、計画的に介護サービス事業者の参入促進を図ります。

② 介護に携わる人材の確保・育成支援

- 地域包括支援センターの事業運営の更なる充実を図るため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの確保と研修の充実に努めます。また、介護サービスの質を確保するため、介護サービス事業者に対して、介護保険制度の担い手としてふさわしい人材の確保と育成を求めています。
- 新たに介護職を目指す方をはじめ、他の分野に従事する方や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護に関わる関心を広く喚起していくことで就業機会の創出を図ります。
- 市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携による就業に向けた働き掛けや、高齢者等の参入・参画の促進を図ります。

(2) 家族介護者の支援

- 介護をしている家族のレスパイト（休息・息抜き）としてのショートステイの確保や、介護者の交流会など家族等が集い情報交換や交流できる場の充実など、介護家族への支援を充実します。
- 働きながら介護を続けている介護者が介護離職とにならないよう効果的なサービス提供を図ります。



(3) 介護給付適正化事業の推進

介護保険制度の適正な事業運営を図るためには、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、適切な給付に努め、介護保険料の増大を抑制していく必要があります。第7期計画においては、主要5事業を柱としつつ、東京都が策定した第3期適正化計画の検証結果を踏まえ、より具体性、実効性がある構成、内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化に努めていきます。

① 要介護認定の適正化

- ・ 介護認定調査の中立・公平性確保のため、介護認定調査員により認定調査内容、調査結果の際の基準、主治医意見書との整合性等について点検を実施しており、今後この体制を継続していきます。
- ・ 介護認定審査会委員や介護認定調査員の研修を行い、要介護認定の精度向上や効率化を図ります。また、二次判定結果の合議体間の格差等についての分析を行い、介護認定審査会に報告することで認定審査の平準化を図ります。

② ケアプランの点検

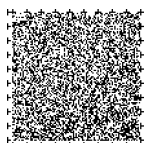
- ・ 東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に沿って、ケアプランがケアマネジメントの過程を踏まえた適切なものであるかをケアマネジャーとともに検証確認し、健全な給付の実施を図ります。

③ 住宅改修等の点検等

- ・ 住宅改修費や福祉用具購入費について、事前申請時の書面審査及び訪問調査等で、利用者の状態をチェックリスト等で確認し、適切な給付の決定を行います。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

- ・ 複数月にまたがる介護報酬の支払内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検や、東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付情報と介護給付情報の突合情報を基にサービス内容や給付日数等の整合性の点検を行い、介護保険事業所へ給付状況等を確認し、誤った請求や重複請求があった場合は、事業所へ過誤申立等の指導を行います。



⑤ 介護給付費通知

- ・介護保険サービス利用者に対して利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより、実際に利用したサービス内容の確認による利用者の意識を高めるとともに、事業所の架空請求、過剰請求の防止を図っていきます。

施策の目標設定

第7期介護保険事業計画においては、介護給付の適正化のために行う適正化事業において、介護給付の適正化に資する目標を記載することとされています。

本市における介護給付の適正化の目標を以下のように定め、目標の達成状況について進捗管理を行っていきます。

【指標名】ケアプラン点検実施件数

平成28年度実績

1件



平成32年度目標

6件

(4) 介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進

- ・地域密着型サービス事業者に対する実地指導や指導・監督を強化するとともに、東京都が実施する介護サービス事業者への実地指導への同行指導を継続し、事業者の質の向上と介護給付の適正化を図ります。
- ・市内介護サービス事業所に対しての集団指導を必要に応じて開催し、介護保険事業の運営に関する共通理解を図っていきます。

